

## 「防災用保温・遮断両用ブランケット」に係る質問及び回答

質問事項①	<p>納入品について、個包装状態における使用説明の明記内容についてご質問致します。</p> <p>仕様書内にて【片面が保温効果、もう片面に遮熱効果があり、保温・遮熱効果に加え、雨よけにも利用できること】とあります。</p> <p>片面ずつ2パターンの使用方法があるため、納入品の誤使用を防止する事を目的とし、使用方法の明記は個包装状態にて必須と考えますが、その明記方法につきましてはイラスト等と用いて、使用の際に誰にでも分かりやすい使用説明を個包装内に施すべきものと解釈してよろいでしょうか</p>
回 答①	<p>お見込みの通り、使用方法については個包装ごとに明記が必須となりますが、明記方法につきましては、誰にでも分かるものであれば、イラスト等については特段指定するものではありません。</p>
質問事項②	<p>製品の仕様は満たしているが、梱包規格が異なる場合、市と協議の上調整することは可能でしょうか</p>
回 答②	<p>仕様書で梱包規格の寸法を「程度」としてしていますので、調整することは可能ですが、梱包規格が仕様書の寸法を大きく上回る場合には、配備倉庫の空き状況もありますので調整は難しい場合があります。</p> <p>具体的な箱の寸法は、10枚入り1箱が横19cm×奥行14cm×高さ10cm以下、20箱入の外箱が横71cm×奥行39cm×高さ21cm以下を目安とします。</p>